

温泉の成分、禁忌症及び入浴上の注意

成分	禁忌症及び入浴上の注意
1 源泉名 あしずり温泉	1 浴用の禁忌症 (1) 一般的禁忌症
2 泉質 単純弱放射能冷鉱泉 (弱アルカリ性低張性冷鉱泉)	急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(とくに初期と末期) (2) 泉質別禁忌症 該当無し
3 泉温 二三・一度	2 浴用の適応症 (1) 一般的適応症
4 ラドン含有量 五九・三七× キュリー/kg (一六・三マツヘ/kg)	(1) 一般的適応症 神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進 (2) 泉質別適応症 通風、動脈硬化症、高血圧症、慢性胆嚢炎、胆石症、慢性皮膚病、慢性婦人病
5 温泉の成分(一キログラム中の含有量) 蒸発残留物 一五四四〇mg/kg PH値 八・二	3 入浴の方法及び注意
(1) 陽イオン ナトリウムイオン 二〇・五 ミリグラム カリウムイオン 二・〇 ミリグラム マグネシウムイオン 四・七 ミリグラム カルシウムイオン 一三・〇 ミリグラム バリウムイオン 〇・三 ミリグラム マンガンイオン 〇・一 ミリグラム フェロイオン 〇・三 ミリグラム	(1) 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を一当たり一回程度とすること。その後は一日当たり二回ないし三回までとすること。 (2) 温泉療養のための必要期間は、おおむね二ないし三週間を適当とすること。 (3) 温泉療養開始後おおむね三日ないし一週間前後に湯あたり(湯さわり又は浴場反応)が現れることがある。 「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。 (4) 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
(2) 陰イオン フッ素イオン 三・二 ミリグラム 塩素イオン 二二・七 ミリグラム 硫酸イオン 九・一 ミリグラム ヒドロ炭酸イオン 五三・四 ミリグラム 炭酸イオン 〇・四 ミリグラム	(ア) 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは三分ないし十分程度とし、慣れるにしたがつて延長してもよい。 (イ) 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
(3) 遊離成分 (ア) 非遊離成分 メタケイ酸 三六・四 ミリグラム メタホウ酸 一・八 ミリグラム (イ) 溶存ガス成分 遊離二酸化炭素 一・一 ミリグラム	(ウ) 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない(湯ただれを起こしややすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい)。 (エ) 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
6 平成六年五月十日	(オ) 次の疾患については、原則として高温浴(四二度以上)を禁忌とする。 ・ 高度の動脈硬化症 ・ 高血圧症 ・ 心臓病
7 分析者 高知県衛生研究所	(カ) 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意する。 (キ) 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。 (ク) 飲酒しての入浴は特に注意する。
平成十一年五月二十七日	高知県